



## 差押処分の誤りについて

債権管理課において、法人の滞納処分について、法人代表者個人に帰属する財産を誤って差押したことが判明しました。

関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向け取り組みを進めてまいります。

### 1 事故の概要

法人名称A（代表取締役B）という法人の滞納に対して、屋号名称A（代表者B）というB個人の財産を誤って差押処分した。

2 発生日時 : 令和8年8月3日（月）

3 被害の状況 : 調査中

### 4 事故後の対応

- ・ 8月5日（水）法人代表者Bからの電話により、事故発覚。
- ・ 同日第三債務者に差押取下書を発送し、屋号名称A（代表者B）との契約の継続を依頼。
- ・ 8月7日（金）法人代表者Bへ電話報告、報告後訪問するも不在。
- ・ 8月12日（水）法人代表者Bが経営する店舗に訪問し、直接謝罪。

### 5 事故の原因

法人名称と屋号名称が同一であり、かつ、法人の代表取締役と屋号名義の代表者が同一人であったことにより、混同が生じ、個人に帰属する屋号名義の財産を、法人に帰属する財産と誤って判断し、差押処分した。

### 6 今後の対応策

滞納処分の適正な執行のため、習熟度に応じた課内研修及び外部研修の充実を図るとともに、法令順守を徹底指導してまいります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市財務部債権管理課 ☎047-704-4004

FAX 047-704-4005 ✉ [mcksaiken@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mcksaiken@city.matsudo.chiba.jp)